平成２５年（フ）第５０８号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3250番地
ラッキーハイツ202
債務者　中島　　斉
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５３６号
埼玉県越谷市南町１丁目20番12号　ＴＳハイツＡ202
債務者　田中　砂織
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４１４号
愛知県西尾市鵜ケ池町柳田125番地
債務者　シマ精工こと　小島　健二
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１５号
愛知県西尾市鵜ケ池町柳田125番地
債務者　小島　裕美
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５７号
愛知県刈谷市小垣江町小道26番地６、前住所
愛知県岡崎市明大寺町字中道19番地２
債務者　山口　史恵
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６７２号
熊本県合志市須屋660番地
債務者　髙本久美子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７３８号
熊本市南区十禅寺２丁目５番５号　清田アパート２階
債務者　徳永百合子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７５９号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目９番７号
コーポ原田１号
債務者　武田久美子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２００５号
札幌市白石区南郷通19丁目北２番20―401号
債務者　鈴木　　浩
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２００６号
札幌市白石区南郷通19丁目北２番20―401号
債務者　鈴木　　穂
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１０６号
札幌市南区藤野３条４丁目５番２号
債務者　西本由美子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１６２号
札幌市白石区菊水５条１丁目３番10―601号
債務者　牧野由美子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１６５号
札幌市北区屯田６条12丁目１番２―608号
債務者　杉森　　香
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１８４号
札幌市東区東苗穂４条１丁目１番50号
債務者　岩木こずえ
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２０３号
札幌市白石区北郷６条８丁目６番24号　ルミエールオガワ102号
債務者　高橋　　勝
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２０４号
札幌市白石区北郷６条８丁目６番24号　ルミエールオガワ102号
債務者　高橋　光子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２２０号
札幌市西区宮の沢２条５丁目２番12号
債務者　高橋喜代子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２６４号
札幌市豊平区平岸６条13丁目３番30―215号
債務者　越智　愛子
1　決定年月日時　平成25年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部